

と畜検査における公務員獣医師以外が対応可能な 検査補助範囲の明確化

全国

●（令和6年9月10日 厚生労働省事務連絡）

規制改革の内容

措置前

と畜検査員は、都道府県知事等※が任命する当該都道府県等職員かつ獣医師（以下、「公務員獣医師」という）でなければならない。

【規制の根拠】

と畜場法第19条第1項（都道府県知事は、当該都道府県職員のうちからと畜検査員を命ずる）

と畜場法施行令第10条（と畜検査員は、獣医師でなければならない）

※保健所を設置する市においては市長

措置内容

公務員獣医師以外が対応可能な検査補助範囲を明確化。

効果

公務員獣医師の人員不足に対応し、安定した検査体制を構築できる

規制改革の概要

措置前

と畜検査員の確保が困難な地域がある



措置後

公務員獣医師以外が対応可能な
検査補助範囲を明確化

（具体的な内容）

- ・ 民間獣医師による生体、内臓の一部、枝肉等の異常有無のスクリーニング
- ・ 薬剤師、臨床検査技師等による精密検査の実施



と畜検査員の業務負担を軽減し、
公務員獣医師不足へ対応！